



2008年10月10日

各位

会社名 伊藤忠商事株式会社  
代表者名 取締役社長 小林 栄三  
(コード番号 8001 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 松本 吉晴  
(TEL. 03-3497-7291)

三国間貿易取引に係る債権の回収遅延及び  
物流を伴わない金融支援取引について (中間報告)

当社の機械カンパニー、産機ソリューション部門、建機・海外プロジェクト部の営業課（以下、「担当課」といいます。）において、当社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械及び資機材等（以下、「本商品」といいます。）を、モンゴル国所在の本商品の使用者（以下、「本顧客」といいます。）に対して販売する三国間貿易取引（以下、「本三国間取引」といいます。）に係る債権の一部に回収遅延が発生いたしました。また、当該回収遅延を契機に、本三国間取引の内容を調査した結果、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に含まれており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明いたしました。本三国間取引の一部は現在も調査中ではありますが、現時点での調査の状況につき中間報告としてお知らせいたします。

株主、投資家、取引先及びその他関係者の皆様にはご迷惑をおかけすることを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査の経緯

本三国間取引に係る本顧客向け債権の一部につき支払遅延が発生したことを契機として、担当課が属する機械カンパニー内にて取引内容を精査したところ、本三国間取引に、通常の商品売買取引ではない、物流を伴わない実質的な金融支援取引が含まれている懸念が生じたため、2008年8月下旬、経営管理担当役員（チーフフィナンシャルオフィサー兼チーフコンプライアンスオフィサー）の指揮のもとに、各管理部署の幹部役職員及び社外の専門家（当社顧問弁護士及び専門家弁護士）で構成される特別調査チームを組成し、①本三国間取引に係る事実確認、②当社決算に与える影響額の確定、③責任の所在、④本三国間取引に係る不適切な取引が数年間に亘って発覚しなかった理由の特定、⑤再発防止策の提案等を目的とし、担当課の元課長（以下、「担当課元課長」といいます。）を含む社内関係者及び本顧客等の社外関係者からの事情聴取のほか、本三国間取引に係る帳簿・証憑の検証作業を行うなど調査を進めて参りました。かかる調査の結果、これまでに下記2.乃至5.記載の各事実が判明いたしました。なお、その他の本三国間取引<sup>(注)</sup>について、追加調査が必要な事項が存在するため、引き続き特別調査チームによる調査を進め、その調査結果については適時に開示いたします。

(注)「三国間取引」とは、当社が外国所在の仕入先から商品を仕入れ、外国所在の販売先に販売する取引をいいます。

## 2. これまでの調査により判明した事実

### (1) 本三国間取引の概要

本三国間取引は、当社がモンゴル国又は第三国所在の複数の仕入先（以下、「本仕入先」といいます。）から本商品を仕入・購入し、本商品の引渡から 360 日後に支払が行われるという条件で複数の本顧客に販売するもので、本商品は主に陸送されておりました。本三国間取引については、一定の信用力を持つモンゴル国所在の銀行（以下、「L/C 発行銀行」といいます。）が発行する信用状（以下、「L/C」といいます。）を取得することが、当社における取引の許可条件となっておりました。これに従い、当社は、本顧客からの本商品の売買代金の保全のため、L/C 発行銀行が発行した L/C を取得し、L/C の決済に要求される関係書類（請求書、物品受領書、物品明細書等）を荷為替手形とともに本邦銀行にて割引きを受けておりました。

### (2) A 社グループとの本三国間取引に係る調査結果

本顧客の内、A 社グループとの取引（以下、「本取引」といいます。）は 1999 年度から開始され、当初は正常な三国間取引でありましたが、2000 年度になって、A 社グループの当社に対する支払が困難になった際に、担当課元課長は、延滞債権の発生を回避し、当社と A 社グループとの取引を維持・拡大するために、社内ルールを逸脱し、A 社グループほか本取引の関係当事者とともに物流の伴わない実質的な金融支援取引を開始しました。具体的には、本取引の関係当事者が、本商品の物流を伴わない本取引（以下、「不適切な取引」といいます。）を仕組みました。当社が本仕入先へ本商品の売買代金として支払った金銭は、A 社グループに迂回され、本商品の売買代金の支払いを含む A 社グループの資金繰りに充当されていたと思われまます。

その後も A 社グループは事業拡大のための資金需要等により資金繰りが改善しなかったことから、不適切な取引が本件発覚まで継続的に行われてきました。その過程で、実際には本取引に関与しない本仕入先の名義が使用され、また、L/C の開設に当たっては、担当課元課長が、その独断により、L/C 発行銀行に対し、同行の責任を免責することを約束していたことが判明しました。

## 3. 本取引以外の本三国間取引に係る調査の状況

上記 2. (2)記載の本取引に係る調査に加え、A 社グループ以外の本顧客との本三国間取引についても、特別調査チームにより、社内外の関係者からの事情聴取、帳簿・証憑の検証作業、並びに現地での実地調査を行っております。

これらの A 社グループ以外の本顧客との本三国間取引についても、上記 2. (2)記載の A 社グループとの本取引に係る取引態様、決済条件及び回収遅延等の類似性が認められるため、追加の証憑の徴収等の特別調査チームによる調査を引き続き進めておりますが、現時点では A 社グループ以外の本顧客との本三国間取引についても物流を伴わな

い取引が含まれていたとの疑いを払拭できるに至っておりません。

#### 4. 本三国間取引の影響額

##### (1) 本三国間取引の売買損益（売上高・売上原価）

2000年度から本件発覚までの約8年間におけるA社グループに対する本三国間取引（本取引）の売買損益の累計額は約22億円（売上高約537億円、売上原価約515億円）です。

また、同期間におけるA社グループ以外の本顧客に対する本三国間取引に係る売買損益の累計額は約22億円（売上高約421億円、売上原価約399億円）です。

なお、これまでの調査で判明している、A社グループ及びA社グループ以外の本顧客との本三国間取引に係る売上高、売上原価及び売上総利益、並びに各事業年度における当社連結財務諸表における売上高、売上原価及び売上総利益は別紙記載のとおりです。

##### (2) 決算の訂正方法

本取引に係る必要な訂正については、取引毎に物流を伴わない実質的な金融支援取引と通常の販売取引との区分を行ったうえで、各事業年度毎の修正をすべきであることから、調査が完了した時点でその内容を確定し、適時に開示いたします。

なお、当年度第2四半期決算に於いて、本取引に係るA社グループに対する期末債権残高については、貸付金に振替処理いたします。

#### 5. 2008年9月末債権残高及び回収遅延額

##### (1) 債権残高、回収遅延額及び貸倒引当金

2008年9月末における、A社グループ向けの債権残高は約103億円、また、A社グループ以外の本顧客向けの債権残高は約138億円です。なお、これらの債権残高の全額につき、各本顧客等の確認を得ております。

当該債権残高合計額約241億円の内、2008年9月末現在、A社グループ向けの債権につき支払い期限が到来しているものは約51億円、また、A社グループ以外の本顧客向けの債権につき支払い期限が到来しているものは約56億円です。

当社はこの債権残高総額約241億円につき、本顧客等本三国間取引の関係当事者との間で回収交渉を開始しており、担保の取得、債権保全策の強化、弁済計画の策定・管理、法的手段の実行等あらゆる方法により債権の早期回収に尽力いたします。これらの回収交渉状況及び回収可能性を踏まえ、当年度第2四半期において、適切な貸倒引当金を計上する予定です。

##### (2) 当期の業績見通しについて

当期業績見通し(連結当期純利益2,400億円)について、現時点で変更はありません。

## 6. 不適切な取引が数年間にわたって発覚しなかった理由

A社グループとの不適切な取引は、主として以下の理由により、数年間に亘り発覚しませんでした。

- ① 当初は、物流を伴う通常の三国間貿易取引であったものが、その後同じ形態のまま物流の伴わない取引となっていたこと。
- ② 本取引では三国間貿易取引において一般的な決済手段であるL/Cが利用されており、本取引に係る契約書、請求書、物品受領書、物品明細書、L/C等の必要書類は、形式上通常の三国間貿易取引と同様に整っており、証憑の確認によっても物流の伴わない取引であることを判別することは困難であったこと。
- ③ 本取引の売上高の増加についても、担当課元課長から虚偽の説明を受け、取引が順調に推移しているものと誤認したこと。

## 7. 三国間貿易取引の緊急点検

当社は、特別調査チームの調査に基づきA社グループとの不適切な取引の存在が判明したことに伴い、本三国間取引以外の三国間貿易取引についても物流の有無につき、特別調査チームによる緊急点検を実施しておりますが、現在までに不適切な取引に類似する取引は発見されておられません。調査の結果を踏まえて、他の取引についても点検作業を引き続き実施していく予定です。

## 8. 再発防止策

当社は、特別調査チームの提言を受け、A社グループとの不適切な取引の発生に伴う事実関係・問題点の調査及びこれらの反省を踏まえて、以下の再発防止策を実行いたします。なお今後の調査の結果により、さらなる再発防止策の実施の要否についても引き続き検討してまいります。

### (1) 三国間貿易取引に係る実質的な物流の検証

A社グループとの本三国間取引（本取引）は、主に陸送による引渡しであるため、船荷証券等の発行を伴わない取引でした。当社では三国間貿易取引に係る商品の実在性を、海上輸送の場合は船荷証券又は通関書類等の書類により検証することを従来よりルール化し、これを徹底しておりました。今後は、商品が陸送される三国間貿易取引に関しては、通関書類又は物流業者の荷受書等の入手・確認により、実質的な物流の存在を検証することを更に徹底していきます。

### (2) 内部統制手続きにおける取組み強化

当社では、財務報告に係る内部統制の整備・運用に努めております。内部統制においては、業務プロセスを明確化したうえで、営業担当部署と管理部署によるダブルチェックと証憑を残す仕組みを整備・運用することが重要となります。

かかる取組みを強化するとともに、特に三国間貿易取引については、証憑のダブルチェックを実施していきます。

(3) コンプライアンス意識の再徹底

コンプライアンスに関しては、従来より役職員への徹底を図って参りましたが、本件を機に、改めて社内各種研修、社員集会及び諸会議等の場で法令及び社内ルールの遵守並びにコンプライアンスの再徹底につき繰り返し注意を喚起し、コンプライアンス意識の再徹底に努めて参ります。

9. 関係者の処分

当社は、A社グループとの不適切な取引に関与した当社社員、及び管理監督上の責任が認められる当社社員に対し社内ルールに則り厳正に懲戒処分をする所存です。

以 上

(別紙)

(単位：百万円)

	勘定科目	本取引 (A社グループとの本三国間取引) に係る計上額 <sup>(注1)(注2)</sup>	A社グループ以外の本顧客との本三国間取引に係る計上額 <sup>(注1)(注2)(注3)</sup>	当社の連結経営成績 <sup>(注4)</sup>
2000年度	売上高	530	-	12,135,105
	売上原価	515	-	11,523,509
	売上総利益	15	-	611,596
2001年度	売上高	1,951	12	11,395,240
	売上原価	1,911	8	10,816,584
	売上総利益	40	4	578,656
2002年度	売上高	2,922	1,387	10,446,371
	売上原価	2,874	1,370	9,881,404
	売上総利益	48	17	564,967
2003年度	売上高	5,541	2,052	9,516,967
	売上原価	5,457	2,027	8,961,072
	売上総利益	84	25	555,895
2004年度	売上高	8,995	4,438	9,576,039
	売上原価	8,612	4,210	8,945,278
	売上総利益	383	228	630,761
2005年度	売上高	10,629	6,570	10,473,885
	売上原価	10,161	6,205	9,759,511
	売上総利益	468	365	714,374
2006年度	売上高	11,502	11,353	11,579,059
	売上原価	10,940	10,713	10,670,383
	売上総利益	562	640	908,676
2007年度	売上高	9,830	15,022	12,412,456
	売上原価	9,329	14,126	11,416,552
	売上総利益	501	896	995,904
2008年度 第1四半期	売上高	1,760	1,248	3,122,194
	売上原価	1,662	1,174	2,874,342
	売上総利益	98	74	247,852
合計	売上高	53,660	42,082	
	売上原価	51,461	39,833	
	売上総利益	2,199	2,249	

<sup>(注1)</sup>これまでの調査に基づき当社で認識している数値であり、今後の精査の過程で修正される可能性があります。

<sup>(注2)</sup>本三国間取引に係る米国会計基準上の収益 (Revenue) は、上記の各年度の売上総利益の金額と同額です。

<sup>(注3)</sup>A社グループ以外の本顧客との本三国間取引については現在も調査中であり、現時点で各影響額に係る訂正を行うかどうかは未定です。

<sup>(注4)</sup>各事業年度に係る当社の提出済み有価証券報告書記載の連結財務諸表上の数値 (本取引による訂正前の数値) を記載しております。